

市民活動推進条例の構成比較（市・区）

	杉並区	大和市	大阪狭山市	平塚市	豊中市	神戸市
1.施行年月日	平成14年4月1日施行	平成14年7月1日施行	平成14年6月26日施行	平成15年1月1日施行	平成16年4月1日施行	平成16年10月1日施行
2.条例名称	杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例	新しい公共を創造する市民活動推進条例	大阪狭山市市民公益活動促進条例	平塚市市民活動推進条例	豊中市市民公益活動推進条例	神戸市民による地域活動の推進に関する条例
3.前文の有無	有	有	無	有	有	有
4.目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民の自発的かつ継続的に行う自主的な社会貢献性のある活動の保障</li> <li>区民、NPO・ボランティア、事業者及び区の協働の基本理念を規定</li> <li>区民、NPO・ボランティア、事業者及び区の役割及び責務の明確化</li> <li>区の支援策を規定</li> <li>NPO・ボランティアの活動並びに区民、NPO・ボランティア、事業者及び区の協働の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい公共を創造するための基本理念及び基本的事項を規定</li> <li>多様な価値観を認めあう豊かで活力ある地域社会の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民公益活動の促進に関する基本理念及び基本的事項を規定</li> <li>市、市民、事業者及び市民公益活動団体の役割の明確化</li> <li>活動の健全な発展を促進</li> <li>活力に満ちた豊かな地域社会の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本的事項を規定</li> <li>市民活動の新たな誕生と活性化の基盤の整備</li> <li>市民の積極的な参画による真に魅力と活力あふれる地域社会の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民公益活動の推進に関する基本理念及び基本的事項を規定</li> <li>市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割の明確化</li> <li>市民公益活動の総合的かつ計画的な推進</li> <li>協働とパートナーシップに基づくまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民と市との協働と参画のまちづくりの推進</li> <li>市民の知恵と力が生きる、個性豊かで魅力と活力とにあふれた地域社会の実現</li> </ul>
5.活動の呼称	NPO・ボランティア活動	市民活動	市民公益活動	市民活動	市民公益活動	地域活動
6.定義		<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、市民団体及び事業者が行う自主的な活動で、次のいずれにも該当するもの</li> <li>新しい公共に参加する意思のある活動</li> <li>多様な価値観を認めあう活動</li> <li>営利を目的としない活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が互いに協力し、社会のさまざまな課題に向かって自発的、自律的に行う、営利を目的としない公益性のある活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の課題を解決することを目的とし、営利を目的としない公益的な活動を行うこと</li> </ul>
7.除外		<ul style="list-style-type: none"> <li>宗教に関する活動を主たる目的とするもの</li> <li>政治に関する活動を主たる目的とするもの</li> <li>選挙に関する活動を目的とするもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宗教に関する活動を主たる目的とするもの</li> <li>政治に関する活動を主たる目的とするもの</li> <li>選挙に関する活動を目的とするもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宗教に関する活動を主たる目的とするもの</li> <li>政治に関する活動を主たる目的とするもの</li> <li>選挙に関する活動を目的とするもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営利を目的とするもの</li> <li>宗教に関する活動を主たる目的とするもの</li> <li>政治に関する活動を主たる目的とするもの</li> <li>選挙に関する活動を目的とするもの</li> </ul>	
8.団体の呼称	NPO・ボランティア	市民団体	市民公益活動団体	市民活動団体	市民公益活動団体	地域組織・NPO
9.定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;NPO&gt; 特定の社会的な課題に自主的に取り組むことを通じて組織化される、社会貢献性のある、一定の継続性を持った民間非営利団体</li> <li>&lt;ボランティア&gt; 社会的な課題に対して共感し、自発的な意思と自己責任に基づき、その課題の解決に向けて行動する個人及び団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動を継続的に行う非営利団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民公益活動を継続して行う団体であって、主として市内を活動地域とするもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動を行うことを主たる目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民公益活動を行う団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;地域組織&gt; 地域において営利を目的としない公益的な活動を行う組織</li> <li>&lt;NPO&gt; 特定の社会的な課題に自主的に取り組む社会貢献性のある団体</li> </ul>

市民活動推進条例の構成比較（市・区）

	杉並区	大和市	大阪狭山市	平塚市	豊中市	神戸市
10.基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役割・責務の自覚</li> <li>・対等の立場</li> <li>・情報提供及び情報共有</li> <li>・意見交換の場の設定</li> <li>・それぞれの立場や特性を理解</li> <li>・一致した目的に向かっての協働の推進</li> <li>・区が、NPO・ボランティアの自主性及び自立性を尊重</li> <li>・NPO・ボランティア活動の自立</li> <li>・協働事業や活動の評価、見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互理解</li> <li>・対等の関係での協力、連携</li> <li>・新しい公共の創造に貢献</li> <li>・「協働の原則」に基づく市民活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対等の立場</li> <li>・役割の相互理解</li> <li>・協働による地域社会の発展</li> <li>・活動の自主性、自立性の尊重</li> <li>・支援内容等の透明性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役割の認識</li> <li>・市民活動の特性を尊重</li> <li>・相互理解と信頼</li> <li>・対等のパートナー</li> <li>・協働によるまちづくりの推進</li> <li>・活動推進の公開性及び透明性</li> <li>・市民の自発性、市民活動団体の自主性及び自律性の尊重</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の自律的発展</li> <li>・対等なパートナーとなる地域社会の実現</li> <li>・相互理解</li> <li>・生かされる団体等の特性</li> <li>・社会全体での取り組み</li> <li>・市民公益活動団体の自発性及び自主性の尊重</li> <li>・市民参加</li> <li>・情報公開</li> <li>・公平かつ公正な活動推進</li> </ul>	
11.市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治の担い手として、区政に参画</li> <li>・地域での自主的な活動の役割を理解</li> <li>・身近な地域課題を自発的に解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主性及び自己責任に基づく活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公益活動への理解</li> <li>・自発的に活動の発展及び促進に協力</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公益活動への理解</li> <li>・自主的に協力、参加</li> <li>・まちづくりの主体</li> <li>・地域社会の課題に対する自発的な取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主性及び自律性の尊重</li> <li>・積極的な協働と参画のまちづくり</li> <li>・身近な地域及び市政に関する関心を高めた活動</li> </ul>
12.市民活動団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己責任の下の活動</li> <li>・区民の理解、支持</li> <li>・他のNPO・ボランティア、事業者及び区との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的責任を自覚</li> <li>・開かれた運営</li> <li>・市民の理解及び参加の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の社会的意義と責任の自覚</li> <li>・活動目的等を市民に周知</li> <li>・市民の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共性を有する自覚</li> <li>・活動内容等の情報公開、情報提供</li> <li>・理解される活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会の一員</li> <li>・自己責任での活動</li> <li>・地域住民からの理解、支持</li> <li>・他の地域組織等及び市との連携</li> </ul>
13.事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会の一員</li> <li>・区民、NPO・ボランティア及び区との協働に関する理解</li> <li>・地域との共存</li> <li>・周辺住民との協力</li> <li>・地域社会に貢献</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい公共の創造に関する理解</li> <li>・積極的な社会資源の提供</li> <li>・社会的責任に基づく市民活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会の一員</li> <li>・市民公益活動への理解</li> <li>・自発的に活動の発展及び促進に協力、支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会の一員</li> <li>・市民活動に対する理解</li> <li>・積極的な推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公益活動への理解</li> <li>・自主的な協力、参加</li> <li>・地域社会の一員</li> <li>・自発的なまちづくりへの参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会の一員</li> <li>・地域活動に関する理解</li> <li>・他の地域組織等及び市との連携</li> </ul>
14.市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO・ボランティアの自主性及び自立性の尊重</li> <li>・活動発展のための支援</li> <li>・区民、NPO・ボランティア及び事業者との協働の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な施策の実施</li> <li>・新しい公共を創造するための環境づくり</li> <li>・情報公開の徹底</li> <li>・継続的な自己改革の推進</li> <li>・施策等への市民参加の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の策定及び実施</li> <li>・施策への参画の環境整備</li> <li>・行政情報の積極的な提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加</li> <li>・情報公開</li> <li>・総合的かつ計画的な施策の実施</li> <li>・地域社会の課題の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動の自主性及び自立性の尊重</li> <li>・地域における課題解決に向けた取り組み</li> <li>・市政の情報公開及び情報提供</li> <li>・市民との情報共有</li> <li>・市職員に対する啓発、研修</li> </ul>
15.市職員の役割						<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民本位の立場からの職務遂行</li> <li>・知識、技能等の向上</li> </ul>
16.市民と市との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互の信頼関係の構築</li> <li>・協働の原則に基づく対話・交流など</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働による推進</li> <li>・対等な立場</li> <li>・相互理解</li> <li>・目的共有</li> <li>・情報公開</li> <li>・団体の自発性及び自主性の尊重</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対等の立場</li> <li>・役割の相互理解、尊重</li> <li>・パートナーシップ関係の構築</li> <li>・情報共有</li> </ul>

市民活動推進条例の構成比較（市・区）

	杉並区	大和市	大阪狭山市	平塚市	豊中市	神戸市
17.基本方針 基本施策		協働の原則に基づく施策の推進 ・新しい公共の創造に関する市の施策の体系化を推進 ・施策実施における市民等との協働の推進				
18.協定の締結						・相互の役割分担に基づく協定の締結
19.活動拠点	・活動拠点の整備 ・活動場所の提供	・協働の拠点の設置、充実 ・市の社会資源の提供	活動場所の整備	総合的な推進拠点の施設整備		
20.環境整備	・活動の機会の提供	・自発的な意思表示が可能な場や機会の充実	環境の整備	・公共施設の提供 ・啓発及び学習機会の提供	・環境整備のための情報提供、相談 ・市の施設及び設備等の活用	・情報の受信及び発信をする機能、活動を支援する機能及び市民による地域に関する提案等を調整する機能を有する場の整備 ・地域内の施設の有効利用
21.助成制度	・資金確保への支援（NPOに対する助成）		財政的支援	財政的支援	活動に要する経費の一部助成	・地域の課題解決に対する助成（予算の範囲内） ・地域の実情を踏まえた助成制度の運用
22.基金	杉並区NPO支援基金の設置					
23.協働事業等の実施		・市民事業の実施 ・協働事業の実施				
24.公共サービス参入	・区行政の役割の見直し ・NPO・ボランティア活動の機会の拡大			公共サービスへの参入機会の提供		
25.情報公開 情報提供	・情報の収集及び提供 ・広報及び啓発		・総合的な情報提供 ・団体の活動内容等の公表	情報の収集及び提供		
26.推進体制の整備	・人材の育成	・市職員に対する啓発や研修等の実施			・総合的かつ計画的に推進する体制整備 ・職員の育成	・地域を担当する組織及び職員の充実 ・地域を支える人材の支援 ・地域における人材に対する評価及び表彰制度の充実
27.委員会	NPO等活動推進協議会	協働推進会議	市民公益活動促進委員会	市民活動推進委員会	市民公益活動推進委員会	地域活動推進委員会
28.構成人数	10名以内		15名以内	12名以内	13名以内	12名以内
29.構 成 者	・区民 ・NPO・ボランティア活動関係者 ・学識経験者 ・その他区長が適当と認める者		・市民 ・市民公益活動団体関係者 ・事業者 ・学識経験者 ・その他市長が適当と認める者	・公募市民 ・市民活動団体関係者 ・事業者 ・学識経験者 ・その他市長が適当と認める者	・学識経験者 ・市民 ・市民公益活動団体の代表 ・事業者の代表	

市民活動推進条例の構成比較（市・区）

	杉並区	大和市	大阪狭山市	平塚市	豊中市	神戸市
30.意見の提出と審議体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の施策や計画等への提案</li> <li>・協働推進会議での協議</li> <li>・市長の検討結果に対する説明責任</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策等に関する意見等の委員会への報告</li> <li>・意見等に対する調査、検討の実施</li> <li>・検討結果に基づく見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策に関する意見の提出</li> <li>・意見に対する調査又は検討</li> <li>・意見及び調査又は検討の委員会への結果報告</li> </ul>	
31.評価及び結果の公表		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政評価の結果、施策の実施状況の公表</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進状況等の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の実施状況の委員会への報告</li> <li>・委員会の評価及び市長への結果通知</li> <li>・実施状況及び委員会の評価結果の公表</li> </ul>	